

平成 27 年 度

監 査 報 告 書

定 期 監 査

留 萌 市 監 査 委 員

平成 28 年 1 月

定期監査報告

1. 監査の対象部局

議会事務局

総務部（総務課）

地域振興部（政策調整課・農林水産課・経済港湾課）

市民健康部（社会福祉課・市民課・保健医療課・地域包括支援センター）

都市環境部（都市整備課・建築住宅課・上下水道課・環境保全課）

教育委員会（学校教育課・生涯学習課・子育て支援課・幼児療育通園センター・
学校給食センター）

2. 監査の実施期間

平成 27 年 10 月 2 日から平成 28 年 1 月 8 日

3. 監査委員の除斥

坂本守正監査委員については、連合北海道留萌地区連合会の特別執行委員の職にあるため、労働問題相談実態調査業務委託（経済港湾課経済振興係）にかかる監査について、「地方自治法第 199 条の 2」の規定により除斥した。

4. 監査の範囲

平成 26 年度「委託料」のうち、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 7 号までの要件に該当する随意契約の財務事務。

5. 監査の着眼点

- (1) 委託した業務にかかる積算は適正か。
- (2) 随意契約の理由、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。
- (3) 契約に至るまでの関係書類は的確に整備されているか。
- (4) 契約書は適正に作成されているか。
- (5) 委託にかかる事務事業は仕様書及び契約書のとおり履行されているか。
- (6) 委託料の支払は適正にされているか。

6. 監査の方法

監査対象部局に対し、あらかじめ監査の範囲の委託業務名、委託の目的または理由、委託の効果、委託業者名、根拠法令等の提出を求め、関係書類及び諸帳簿等を監査するとともに、必

要に応じて担当職員から事務の執行状況及び内容等の説明を受け実施した。

7. 監査の結果

(1) 監査の対象とした委託業務名及び担当部局

平成 26 年度決算における歳出費目の内、委託料において随意契約をしている業務のなかから下記の 50 件を抽出した。

単位：円

担当課（局）	担当係	事業名（説明）	26 年度決算額	随意契約根拠
議会事務局	議事調査	留萌市議会会議録データベースシステム化委託料	1,152,738	2号
議会事務局	議事調査	留萌市議会会議録調製業務	1,664,280	2号
総務	総務	公告式委託料	1,080,864	2号
総務	総務	市史基礎資料収集業務委託料	1,101,724	2号
政策調整	まちづくり推進	市内コミュニティセンター（6館）大和田生活館消防用設備等点検保守業務	146,880	1号
政策調整	まちづくり推進	平成26年度留萌市応援寄附特産品発送業務	61,560	1号
農林水産	農政	輪作作物栽培委託料	656,640	2号
農林水産	農政	ダム観測機器保守点検委託料	496,800	1号
農林水産	水産林務	るるもっぺ憩いの森草刈及び除草業務	623,160	2号
経済港湾	経済振興	労働問題相談実態調査業務委託	206,448	2号
経済港湾	経済振興	留萌市中小企業活性化業務	3,000,000	2号
経済港湾	観光物産	食による観光施設活用推進事業業務委託	1,000,000	2号
経済港湾	観光物産	留萌海岸花火打上及び会場内警備業務	3,100,000	2号
経済港湾	港湾振興	留萌港岸壁等清掃業務	329,687	7号
社会福祉	社会福祉	レセプト点検等委託料	690,120	2号
社会福祉	社会福祉	障害者福祉システム更新委託料	3,218,400	2号
社会福祉	社会福祉	後見実施機関委託料	981,925	2号
市民	戸籍住民	住民基本台帳カード発行処理業務委託基本契約書	177,840	2号
市民	保険給付	年金生活者支援給付システム改修業務	1,617,408	2号
市民	保険給付	平成26年度国民健康保険被保険者証アウトソーシング（被保険者証更新）業務委託	180,360	2号
保健医療	保健医療	消防用設備等保守点検委託料	307,800	2号
保健医療	保健医療	施設警備委託料	259,200	2号
地域包括支援センター		給食サービス委託料	3,723,584	2号
地域包括支援センター		安否確認訪問委託料	149,625	2号
都市整備	管理	留萌市土木車両センター消防設備等検査業務	37,800	1号
都市整備	管理	留萌市明元町駐車場管理業務	491,400	2号
建築住宅	住宅管理	市営住宅駐車場管理委託料	2,868,000	2号
建築住宅	住宅管理	市営住宅緑地管理委託料	270,000	1号
上下水道	管理	消防用設備等保守点検委託料	183,600	1号
上下水道	管理	送水管管路調査業務	205,200	1号

上下水道	下水道	消防用設備等保守点検委託料	105,840	1号
環境保全	環境保全	留萌市営墓地清掃及び草刈委託料	667,980	2号
環境保全	環境保全	墓地施設点検委託料	162,000	2号
環境保全	廃棄物対策	消防用設備等保守点検委託料	451,440	2号
学校教育	学務	学校校舎便所清掃業務委託（小・中学校）	475,706	3号
学校教育	学務	学校警備委託料（小・中学校）	1,854,965	2号
生涯学習	生涯学習	旧留萌佐賀家漁場消火器検査委託業務	23,760	1号
生涯学習	生涯学習	留萌市温水プール「ぷるも」プール設備保守点検等業務委託	368,280	2号
子育て支援	支援事業推進	消防用設備等保守点検委託料	154,764	1号
子育て支援	こども家庭	青少年健全育成事業委託料	486,048	2号
留萌市幼児療育通園センター		消防用設備等保守点検委託業務	29,592	1号
学校給食センター	業務	消防施設等検査業務	20,304	1号
学校給食センター	業務	留萌市学校給食センター食品残留農薬検査業務委託	74,520	1号
学校給食センター	業務	留萌市学校給食センター食材細菌検査業務委託	58,320	1号
学校給食センター	業務	留萌市学校給食センター環境衛生（ねずみ・昆虫等駆除）業務及び検査委託	31,320	1号
市立病院事務部総務課総務係		葉袋プリンター保守	143,640	2号
市立病院事務部医事課医事係		臨床検査業務委託（免疫染色・未染色標本作製・追加標本作製等）	16,200	2号
市立病院事務部医事課医事係		臨床検査業務委託料	19,120,321	2号
市立病院事務部医事課医事係		検体検査業務委託（病理関連）EGFR・HER2・免疫染色・病理標本組織製作等	449,637	2号
市立病院事務部医事課医事係		臨床検査業務委託（細胞性免疫検査・染色体検査・遺伝子検査・骨髄検査・病理検査）	837,255	2号

○随意契約根拠の割合（上記50件中）及び根拠に疑義があるもの

契約根拠	件数	疑義の件数及び理由	
1号	15	2	2号としたほうが適切
2号	33	4	2号とする理由に疑義
		3	1号又は7号としたほうが適切
3号	1	0	
7号	1	0	

※随意契約の根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項各号 別紙資料

(2) 随意契約による財務事務の監査結果

監査結果は次のとおりであり、事務処理に関し一部改善を要する事項が見受けられた。

なお、各部局における事務処理上留意すべき個別事項については、1月12・13日に実施した講評の中で指導したので記述を省略する。

① 委託した業務にかかる積算について

(ア) 予定価格にかかる積算書類が保存されていないものが散見された。

次年度の予算計上するうえでも必要となることから、確実な積算のうえ保存するよう努められたい。

(イ) 予定価格の積算が、予算額または予定価格調書と合致しないものが見受けられた。

特に、予定価格調書と合致しない積算書は根拠そのものが失われることから、適正な処理に努められたい。

(ウ) 予定価格の積算の詳細が不明であるものが見受けられた。

単価計算が特に困難なものを除き、一式等の総体価格での積算はやめて、適正な価格の積み上げをもって積算されたい。

また、所管課においては、予定価格の算定に必要な情報を積極的に収集し、予定価格の妥当性が確保されるよう強く望むものである。

② 随意契約の理由、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か

(ア) 自治法施行令「第 167 条の 2 第 1 項第 1 号」による契約について

「留萌市契約規則第 26 条」の表の定める額以内で契約ができるもので、金額を超過する契約はなかったが、見積書を一者からしか徴取せず契約が行われているものが見受けられた。規則で定める金額の範囲内であっても最小限の予算で契約するよう複数の見積書を徴取するよう要望する。

また、1 号の理由で根拠づけしているが、実際は 2 号での契約が適切なものも見受けられたので、担当職員、執行者においては精査して随意契約の根拠とされたい。

(イ) 自治法施行令「第 167 条の 2 第 1 項第 2 号」による契約について

競争入札に適しない場合の契約であるが、想定されるのは、契約の目的物が特定の者でなければ履行できない場合、また買い入れた物品や機器の保守点検等について他の者では実施ができない場合に契約ができるものであるが、拡大解釈による契約が散見されたため、今一度、他の業者で可能な業務であるかを検討し公平、公正な契約となるよう努められたい。

③ 契約にかかる関係書類は的確に整備されているか

留萌市契約マニュアルにより、関係書類の作成内容が記されているが（病院事業は除く）、関係書類の不備が散見された。

また、一部で留萌市契約規則によらず契約事務の執行をしているが、根拠が不明であり不適切な事務であることから、早急に改善を要望する。

④ 契約書は適正に作成されているか

留萌市契約規則「第 28 条第 3 項」に契約書に記載すべき事項を掲げているが、特に、保証金に関する事項の不記載が散見された。

改めて、契約規則を確認し、今後の契約書の作成においては適正な事務処理に努められたい。

※留萌市契約規則第 28 条第 3 項 別紙資料

⑤ 委託業務にかかる事務事業は仕様書及び契約書のとおり履行されているか

(ア) 仕様書

仕様書に記載された業務について履行されていないもの、また、業務の時期が実

際に行われた時期と相違するものが見受けられた。

業務等について変更がある場合は、業務の変更届等により協議のうえ履行された
い。

(イ) 契約書

今回の定期監査において、最も指摘件数が多かったのが「業務担当員の通知」、
「業務処理責任者の通知」、「検査の結果通知」の未通知である。これは平成 24 年
4 月 1 日以後の契約において適用された、標準契約様式を使用したことによるもの
である。

言うまでもなく、契約書は当事者間の合意であり、法的効果が生じ、後の紛争を
予防し、被害を最小限にするためにも重要なものであることから、契約書に記載さ
れている条項については確実な履行を望む。

⑥ 委託料の支払について

(ア) 部分払いについて

見積通知中、部分払いを認めないとしているが、実際の支出は分割払いとしてい
るもの、あるいは、契約書の条項に部分払いの記載はないが分割払いをしているも
の等が散見されたため、見積通知及び、契約書の作成にあたっては文章等に矛盾が
ないか精査のうえ行われたい。

(イ) 契約書の条項の支払い方法と異なる支払い方法について

一部の支払事務に、契約書と異なる支払い方法をしているため、実際の支払い額
より少ない額で支払いをされていたものがあつたので、早急な改善を要望する。

⑦ その他

(ア) 消費税率の誤りについて

関係書類中、消費税率の誤りが散見された。監査対象の当該年度は消費税率が改
正された時期であつたが、平成 29 年度にも消費税の改正が予想されることから今
後の事務においても、チェック体制を強化し適正な事務処理を望む。

(イ) 関係書類における、記載漏れ、誤字、脱字について

主な記載漏れとしては、執行記録書の決定年月日であるが、他の保存文書につい
ても多数の記載漏れがあつたため、チェック体制の強化を要望する。

8. まとめ

地方公共団体が締結する契約は、当該自治体の活動として行うものであるから、法律の原理
に基づくことが必要であり、その内容は「公共の利益」に適合しなければならないことから、
一定の制限が必要となるため、「地方自治法」、「地方自治法施行令」、「留萌市契約規則」、「留萌
市会計規則」等により手続きが定められている。

また、原則として一般競争入札の方法によることとされているが、「地方自治法施行令」で定
める場合に該当する時に限り、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができ
るとされている。

このことから、契約に携わる職員は契約行為を通じて直接利害に関わる業務を担うことになるため、高い倫理観と公正さを求められ、関係法令等に基づき適正な事務手続きを行わなければならない。

そのために契約事務の執行にあたる職場では、①契約事務の手続きに関して、知識を取得し理解しているか。②仕様書の作成や予定価格の積算が適正に行われているか。③随意契約の根拠は適切な理由になっているか。④契約書の作成は正しく行われているか。⑤最小の経費で最大の効果が見込まれるか。⑥複数職員でのチェック体制が整われ、機能しているか。などの点に留意し、組織体制の強化を図ることが大切である。

今回の定期監査において、指摘が多かった「契約書のとおり履行されているか」は、前述したとおり契約係で作成した標準契約様式を使用したことにより、起きたものであることから、標準契約様式を使用する場合は熟読のうえ使用することとされたい。

また、標準契約様式を使用したことで、契約の内容と契約書の条項に整合性がとれないものが複数あったことから、不用な条項については削除、必要があれば追加するなど、精査のうえ契約書の作成をするとともに、今後の契約事務の執行にあたっては、その重要性を認識し公平で公正な効率の良い適正な事務の執行に努められたい。

地方自治法施行令第167条の2第1項各号

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。(以下概要)

第1号 売買、貸借、請負、その他の契約でその予定価格が自治令に定める額の範囲内において、市の規則で定める額を超えないものをするとき。

第2号 不動産の買入れ又は借入れ、普通公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用するため必要な物品の売り払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

第3号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・・・(省略)

第4号 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けたものが新商品として生産する物品を、市の規則で定める手続きにより、買入れる契約をするとき。

第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込のあるとき。

第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

第9号 落札者が契約を締結しないとき。

留萌市契約規則

第28条 1・2項省略

3 第1項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項